

公益財団法人福島県農業振興公社遊休農地解消対策事業実施要領

制定 令和4年 9月 6日

一部改正 令和7年 6月 4日

第1 目的

地域での徹底した話し合いにより策定した地域計画の実現に向けて、地域内の農地を集積・集約化していくためには、地域の自助努力のほかに、公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）による遊休農地の解消を進めていく必要がある。

このため、公社が遊休農地を借り受け、農地中間管理事業と一体的に行う利用条件改善整備について、必要な事務手続き等の事項を定める。

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体は、公社とする。

遊休農地解消取組者は、市町村、市町村農業委員会及び地域耕作放棄地対策協議会等とする。

第3 事業の内容

本事業は、遊休農地解消取組者が策定する事業実施計画に基づき、事業実施主体が遊休農地の解消を行うものであり、具体的な事業内容については次のとおりとする。

事業 内容	① 遊休農地の解消のために必要な草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く。）、耕起・整地等の簡易な整備 ② その他必要と認められる整備
----------	---

第4 事業対象農地

本事業の対象農地は、福島県内の地域計画策定地域内の農地のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられていない遊休農地とする。

ただし、本事業における遊休農地は、農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長）」の第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」（1号遊休農地緑区分）とする。

第5 実施要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 遊休農地の解消に要する経費が10a当たり4.3万円以内、かつ1地区当たりの総事業費が概ね200万円以内であること。
- 2 ただし、第5の1の経費を超える費用（以下「超過経費」という。）を遊休農地解

消取組者等が負担する場合にはこの限りではない。

- 3 遊休農地解消取組者が利用調整等を行った農地所有者は、当該農地を公社に10年以上貸し付けること。

なお、権利設定を賃借権とする場合は、標準賃料から事業費のうち公社負担分を控除した金額以下の金額を機構契約賃料として設定すること。

また、使用貸借とすることも可能である。

- 4 遊休農地解消取組者が利用調整等を行った農地借受者は、解消した農地を公社から転貸され、当該農地の農地中間管理権設定期間内耕作を継続すること。

ただし、農地中間管理権設定期間内で農地借受者の変更は可能とする。

- 5 農地借受者は、遊休農地の所有者ではないこと。

- 6 本事業を活用したことのある遊休農地（令和4年度から令和6年度までにおいて遊休農地解消緊急対策事業を活用したことのある遊休農地を含む。）ではないこと。

第6 事業の実施等の手続き

- 1 事業実施計画の策定と提出

- (1) 本事業の実施を希望する遊休農地解消取組者は、農地所有者及び農地借受者等と協議した上で、事業実施計画書（様式第1号）を策定する。

なお、賃借権でバンク活用を計画している場合は、賃料設定についても記載すること。

その際に、標準賃料は、遊休農地解消取組者が、市町村農業委員会から公表されている農地賃借料情報を基本に設定する。公表情報がない場合は、近隣市町村の公表情報やその他情報等により適切に設定すること。

- (2) 遊休農地解消取組者は、事業実施計画申請書（様式第2号）に策定した事業実施計画書（様式第1号）を添付して公社に提出する。

- 2 事業実施の協議

公社は、遊休農地解消取組者と協議を行った上で、事業実施計画書を審査し、適当と認めるときは、遊休農地解消取組者に事業実施通知書（様式第3号）により通知を行う。

- 3 予定価格の決定と作業実施候補者の提出

- (1) 公社は、事業実施通知書で定めた作業内容、単価を参考に予定価格を決定する。
- (2) 事業実施通知書を受領した遊休農地解消取組者は、作業実施候補者を2人以上選定し、作業実施候補者報告書（様式第4号）を公社に提出する。

- 4 公社への農地中間管理権の設定

事業実施通知書を受領した遊休農地解消取組者は、農地所有者から農地中間管理事業貸貸申込書（農地所有者用）（促進借入1号）及び農地借受者から農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）（促進貸付1号）の提出を受けるとともに、提出様式1号、促進借入2号、促進貸付2号及びその他必要書類を添えて公社に提出する。

なお、その後の手続きは、農地中間管理事業の手続きにより事務を進め、第6の5で決定する作業実施者（受託者）と公社とが契約締結するまでに、公社へ当該農地の農地中間管理権を設定する。

5 作業実施者の決定

公社は、遊休農地解消取組者が推薦した作業実施候補者に対し、見積提出依頼書（様式第5号）により見積書を徴取し、第6の3で決定した予定価格以下で、最も安価な見積金額を提示した者を作業実施者（受託者）として決定し、遊休農地解消対策業務委託契約書（様式第6号）を締結する。

6 作業完了報告

受託者は、作業が完了したときは、遊休農地解消対策業務委託契約書に定める委託期間終了日又は作業完了後7日を経過した日のいずれか早い日までに、公社へ作業委託完了報告書（様式第7号）を提出する。

7 作業完了確認

公社は、第6の6により完了報告があったときは、遊休農地解消取組者立ち会いの下、受理日から起算して7日後を期日として作業完了確認を行い、その結果を検査結果通知書（様式第8号）により受託者へ通知する。

また、確認の結果、作業内容が仕様書通りの完了と認められない場合は、受託者は直ちに補修の作業を実施し、改めて作業委託完了報告書を提出し、公社は受理日から起算して7日後を期日として再確認を行い、その結果を検査結果通知書（様式第8号）により受託者へ通知する。

なお、公社と受託者の協議により、確認日（補修作業が必要な場合は、再確認日）を期日前とすることができる。

8 作業委託料の支払

第6の7により適正に作業が履行されたと認められた場合、受託者は、作業委託料金請求書（様式第9号）により作業委託料を公社へ請求する。

公社は、作業委託完了報告書（補修の作業が必要となった場合は、最終の作業委託完了報告書）の受理日から起算して30日後を支払期日とし、受託者が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支払う。

なお、公社と受託者の協議により、支払日を支払期日前とすることができる。

9 農地の転貸

本事業を実施した農地は、速やかに農地借受者に公社から転貸するものとし、その手続きは、農地中間管理事業の手続きにより事務を進める。

第7 事業実施計画の変更

事業実施計画を変更する場合には、速やかに公社に申し出るとともに、その手続きは、第6の1から2に準じて行うとともに、事業実施計画申請書（様式第2号）に変更の理由（任意様式）を添付すること。

ただし、第6の5以降に事務手続きが進んでいる場合には、原則として変更することはできない。

第8 経費の負担

第5の2により遊休農地解消取組者等が経費を負担する場合には、第6の2において公社と遊休農地解消取組者とで協議し、負担者を決定することとし、負担者は、第

6の5において決定する作業委託料に基づき算定される超過経費分を公社が別に定める日までに公社に支払う。

なお、公社は、負担者からの当該支払を以て、作業実施者（受託者）と、契約を締結する。

第9 遊休農地の解消に要する経費の支払

本事業における公社と農地所有者との農地中間管理事業に基づく契約（当該農地を10年以上借り受けることができること。）を農地所有者からの申出により途中解約する場合には、農地所有者は公社が負担した遊休農地の解消に要した経費の全額を公社に支払わなければならない。

ただし、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、この限りではない。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、公社が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月4日から施行する。